

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

本調査は、平成12年度における県内の産業廃棄物の発生及び処理状況の実態を調査し、現状把握と将来予測を行い、廃棄物の適正処理の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

第2節 調査に関する基本的事項

1. 調査対象期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」)及び同法施行令に定める産業廃棄物とし、以下に示す。

なお、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、()内に示す細項目で調査した。

表1-2-1 調査対象廃棄物

調 査 対 象 廃 棄 物
産業廃棄物
① 燃え殻
② 汚泥 (有機性汚泥、無機性汚泥)
③ 廃油 (一般廃油、廃溶剤、固形油、油でい)
④ 廃酸
⑤ 廃アルカリ
⑥ 廃プラスチック類 (廃プラスチック、廃タイヤ)
⑦ 紙くず
⑧ 木くず
⑨ 繊維くず
⑩ 動植物性残さ
⑪ ゴムくず
⑫ 金属くず
⑬ ガラスくず及び陶磁器くず [以下「ガラス陶磁器くず」と略す]
⑭ 鉱さい
⑮ がれき類 (コンクリート片、廃アスファルト、その他)
⑯ ばいじん
⑰ その他の廃棄物
特別管理産業廃棄物
① 廃油
② 廃酸
③ 廃アルカリ
④ 感染性廃棄物
⑤ 廃石綿等
⑥ 特定有害産業廃棄物

また、有償物、廃棄物等については下記に示す取り扱いを行った。

- (1) 法令上廃棄物とならないものも、今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、廃棄物処理法施行令での指定業種の事業所から発生したもののみを調査の対象とした（廃棄物処理法施行令第2条による）。

表 1 - 2 - 2 産業廃棄物と指定業種の関係

<p>紙くず：建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。</p> <p>木くず：建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだものに限る。</p> <p>繊維くず：建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。</p> <p>動植物性残さ：食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p>

- (3) 酸性又はアルカリ性を呈する排水であって、これを公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥（沈でん物）を発生量とした。
- (4) 自社で廃棄物を焼却処理した後に発生した燃え殻は、焼却処理前の廃棄物量を発生量とした。
- (5) 含油排水であって、これを自社で油水分離しているものについては、油水分離後に生じた廃油（浮上物）と汚泥（沈でん物）とに分けて、各々を発生量とした。
- (6) 感染性廃棄物及びその他混合廃棄物等の産業廃棄物のうち①～⑯の廃棄物への区分が困難なものについては、その他の産業廃棄物として集計した。

3. 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類（「平成5年10月改訂」総務庁）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表1-2-3に示す業種とした。

なお、本報告書では、業種名称を表1-2-3に示す略称で記述する。

表1-2-3 調査対象業種

日本標準産業分類	略称
農業	農業
鉱業	鉱業
建設業	建設業
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く） 衣服・その他の繊維製品製造業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 出版・印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 精密機械器具製造業 その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 衣服 木材 家具 パルプ・紙 出版・印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 一般機器 電気機器 輸送機器 精密機器 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業	電気・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業
運輸・通信業	運輸・通信業
卸売・小売業、飲食店	卸・小売業
サービス業 洗濯業 自動車整備業 医療業	サービス業 洗濯業 自動車整備業 医療業

4. 調査対象区域

調査対象区域は、三重県全域を調査対象とした。

なお、本調査においては、三重県の総合計画で示された生活創造圏に基づき、以下に示す構成市町村単位で9区分した。

表1-2-4 地域区分表

生活創造圏	構成市町村名
桑名・員弁生活創造圏	桑名市、藤原町、北勢町、大安町、員弁町、東員町、多度町、長島町、木曾岬町
四日市生活創造圏	四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山生活創造圏	鈴鹿市、亀山市、関町
津・久居生活創造圏	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村
松阪・紀勢生活創造圏	松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、勢和村、大台町、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村
伊勢志摩生活創造圏	伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御菌村、度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
伊賀生活創造圏	上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
尾鷲生活創造圏	尾鷲市、紀伊長島町、海山町
熊野生活創造圏	熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

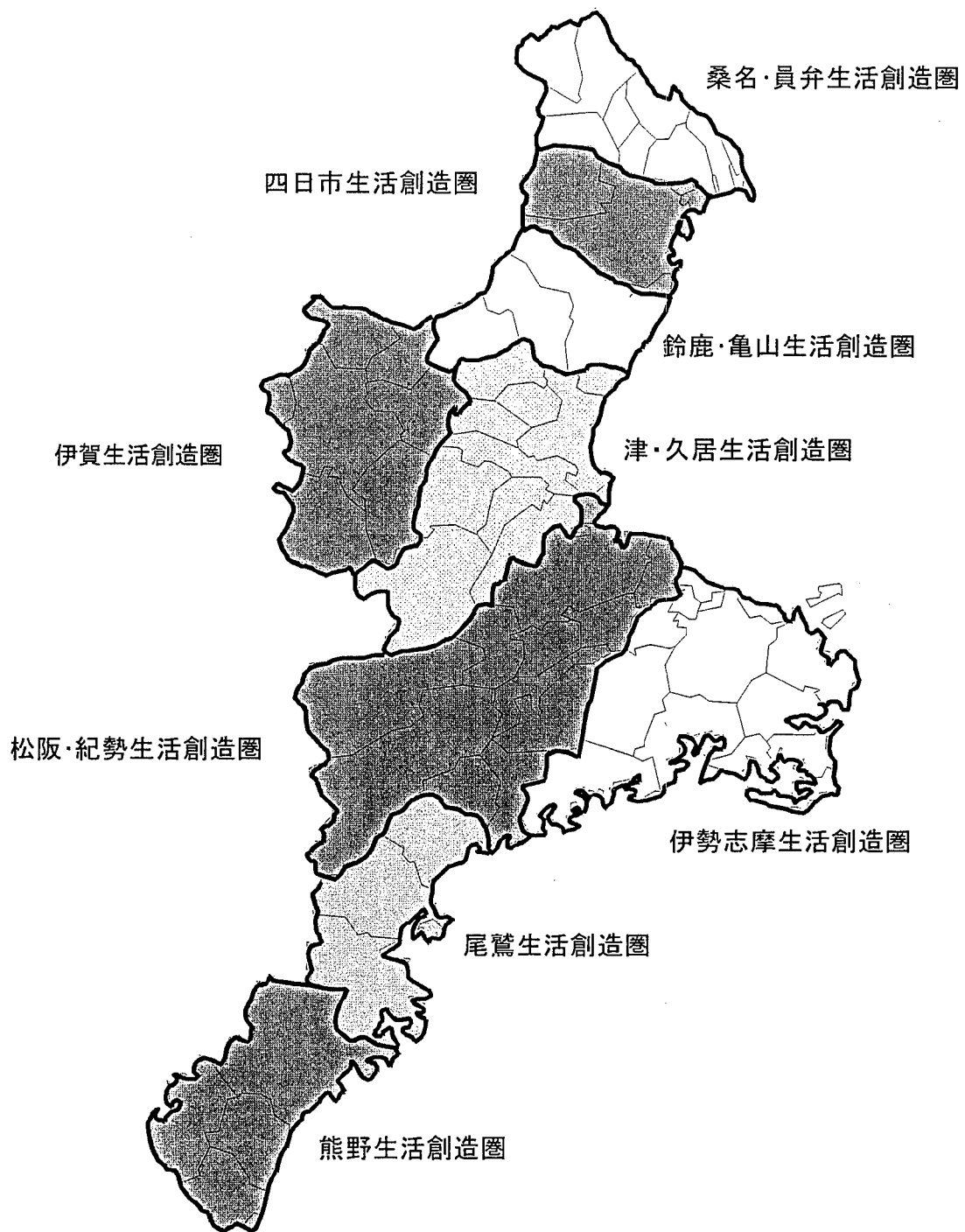


図1-2-1 三重県生活創造圏区域図

5. 発生量及び処理状況の流れ

調査の集計結果は、図 1-2-2 に示す発生量及び処理状況の流れ図に示した項目により取りまとめた。

なお、図 1-2-2 に示した各項目の用語の定義は、表 1-2-5 に示すとおりである。

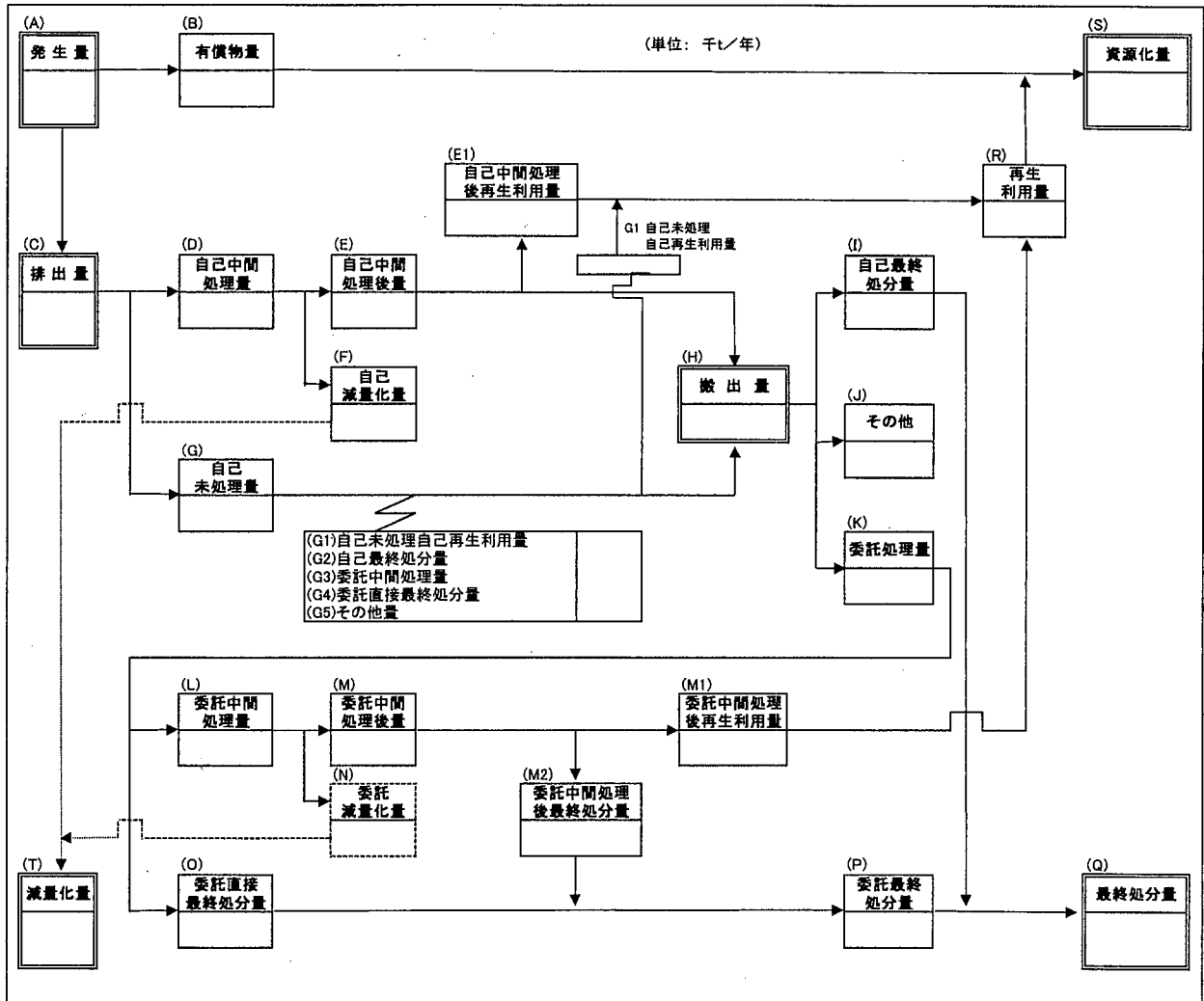


図 1 - 2 - 2 発生量及び処理状況の流れ図

表 1 - 2 - 5 「発生量及び処理状況の流れ図」に係る用語の定義

	項 目	定 義
(A)	発 生 量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B)	有 償 物 量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量 (他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C)	排 出 量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量
(D)	自 己 中 間 処 理 量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(E)	自 己 中 間 処 理 後 量	(D) で中間処理された後の廃棄物量
(E1)	自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F)	自 己 減 量 化 量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量
(G)	自 己 未 処 理 量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1)	自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2)	自 己 最 終 処 分 量	(I) の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3)	委 託 中 間 処 理 量	(L) の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4)	委 託 直 接 最 終 処 分 量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5)	そ の 他 量	(J) のその他の量のうち、自己未処理でその他となった量
(H)	搬 出 量	(I) の自己最終処分量、(J) のその他の量、(K) の委託処理量の合計
(I)	自 己 最 終 処 分 量	自己の埋立地に処分した量
(J)	そ の 他 量	保管されている量、又はそれ以外の量
(K)	委 託 処 理 量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L)	委 託 中 間 処 理 量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M)	委 託 中 間 処 理 後 量	(L) で中間処理された後の廃棄物量
(M1)	委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2)	委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N)	委 託 減 量 化 量	(L) の委託中間処理量から、(M) の委託中間処理後量を差し引いた量
(O)	委 託 直 接 最 終 処 分 量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P)	委 託 最 終 処 分 量	処理業者等で最終処分された量
(Q)	最 終 処 分 量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R)	再 生 利 用 量	排出事業者、又は処理業者等で再生利用された量
(S)	資 源 化 量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計
(T)	減 量 化 量	排出事業者、又は処理業者等の中間処理により減量された量